平成２９年（フ）第７号
福岡市南区弥永２丁目16番20―203号
債務者　梅野　友理
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９号
福岡県筑紫野市大字山家2849番地１　小川住宅135号
債務者　吉田　勝美
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目18番８号陽だまり
債務者　岸川　正子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４号
北海道登別市中央町６丁目３番地１サンハイツ102、前住所北海道登別市若草町３丁目６番地６
債務者　加藤　明義
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
北海道中川郡本別町新町19番地４　新町団地19棟２号
債務者　小田茄子人
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２号
岩手県九戸郡洋野町有家第８地割81番地６、前住所群馬県桐生市天神町２丁目６番27号
債務者　羽田野弘子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１８号
山梨県甲府市城東４丁目４番３号、前住所山梨県甲府市里吉４丁目８番10号
債務者　若尾　幸英
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字馬三味208番地
債務者　小野寺裕貴子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６５号
高知市鴨部３丁目26番21号　ハイツかもべ206号室
債務者　余田　直喜
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２６号
高知市北本町１丁目13―３　上雅ビル403号、住民票上の住所高知市竹島町140番地４　１Ｆ
債務者　刈谷真太朗
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９号
高知市朝倉己1238番地７　ハイツ坂２・203号
債務者　松岡　大樹
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５号
高知市神田503番地１
債務者　小林登志子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６号
福岡市南区大楠１丁目６番１号
債務者　濱田　秀美（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２６号
福岡県朝倉市甘木1199番地１　リジエール貴舟Ⅱ101号
債務者　山口　由紀（旧姓丸林）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３２号
福岡市早良区飯倉３丁目３番12―302号
債務者　江本　光男
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３３号
福岡市早良区飯倉３丁目３番12―302号
債務者　小野　一美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部